

施策名	目 標5－1 基盤的施策の実施・国際的取組										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター			
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023－2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 生物多様性国家戦略2023－2030（令和5年3月31日閣議決定）														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			達成
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023－2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を90%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。	－		
2 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合〔整備図面数/全国土図面数〕	国土の35%	H18年度	100%	R5年度	91%	95%	99%	100%	－	－	－	生物多様性国家戦略2012－2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万の植生図については、国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めると記されており、再生可能エネルギーポテンシャル把握等の基礎データとして早期の整備が求められているなど、令和5年度までに全国での整備が完了するよう進める必要があるため。	○		
3 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	生物多様性国家戦略2023－2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。	×		
					7%	9%	10%	10%	－	－	－				
測定指標	目 標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠								達成		
4 生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		－		生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から、生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。								－		
5 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善		－		生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、世界全体で用いることとしている「ヘッドライン指標」等の指標が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があるため。								－		

	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・生物多様性国家戦略2012-2020についての総合的な点検結果や昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。 ・一方で、生物多様性国家戦略2023-2030において今後取り組むべき新たな国別目標が成立したため、引き続き定期的な点検・評価を行い進捗状況を把握する必要がある。また、生物多様性地域戦略については、小規模自治体においてはまだ策定が進んでおらず、生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた地域戦略の改定も推進する必要があることから、引き続き専門家派遣等の支援を行っていく必要がある。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、目標値には未達であるため、様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。 ・ネイチャーポジティブ経済移行戦略(令和6年3月策定)及び生物多様性民間参画ガイドライン(令和5年4月第3版発行)に基づき、関係省庁間での緊密な連携の下、施策を強力に推進し、ネイチャーポジティブ経済への移行を着実に進める必要がある。 ＜国際的枠組への参加等＞ ・生物多様性条約関連会合において、その進捗を測る指標の議論において、日本が重視している、30by30等の測定方法が明確化されるなど施策の方向性は妥当である。 ・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。 ・引き続き国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSi)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築していく必要がある。		
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 ＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。 ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、特に地域における生物多様性地域戦略の策定支援の継続や自然を活用した活用策(NbS)の地域実装等にかかる情報収集や施策の推進を実施する必要がある。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。 ＜国際的枠組への参加等＞ ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。 ・2022年12月に採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルール の策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。 ・国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSi)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築する。 【測定指標】 ＜生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合＞ 「生物多様性国家戦略2023-2030行動計画」において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としているため、測定指標も現状のものから変更しない。引き続き、現状の高い割合(90%)の維持に努める。 ＜全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)＞ 生物多様性保全のための政策の策定に必要な基盤情報である縮尺1/2.5万の植生図の整備がR5年度に完了し、R7年度から5年間で、速報性を重視した衛星植生図の整備を進める計画であり、その整備割合を新たな測定指標とすることが妥当であると考えられる。 ＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞ 生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根ざした様々な取組・努力に支えられていることから、自治体の主体的な取組状況を測る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向け、引き続き技術的な支援を行う。 【測定指標】 ＜生物多様性保全に係る国際的取組の状況＞ 「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献度を総合的に評価することが望ましい。 ＜生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化＞ 「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」に変更する。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があり、達成すべき目標を踏まえたより適切な指標設定と考えられるため。 ＜生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合＞ 生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」を指標とし、2030年度までに60%にすることを目標として設定しているため、新たに指標として追加する。		
		学識経験を有する者の知見の活用	・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。 ・生物多様性地域戦略の技術的な支援を行うにあたり、有識者の知見を活用した助言を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を開始した。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策(NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。
		政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			